

## 第98回 全国安全週間が実施されています！ 多様な仲間と 築く安全 未来の職場

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働ける職場環境を築くためには、第14次災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、労使一丸となった取組が求められます。

事業主の皆様は、安全文化を醸成するため、この安全週間を利用して次の事項を実施しましょう。

- ・安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ・安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ・安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ・労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ・緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ・「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施
- ・業種の特性に応じた労働災害防止対策の推進
- ・転倒、腰痛等行動災害の防止、高齢労働者、外国人労働者及び交通災害防止等業種横断的な労働災害防止対策の実施



## 労働保険年度更新 お早めに手続きを！ 申告・納付は7月10日まで

令和7年度の労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間（申告・納付期限）は、7月10日（木）までです。事業主の皆様は、申告・納付期限内に岩手労働局、当監督署及び金融機関に申告・納付をお願いいたします。



申告に当たっては、自宅やオフィスなどからe-Govサイトにアクセスして、24時間いつでも簡単かつ便利に申請や届出ができますので、ご利用ください。

また、予め申請をすることで労働保険料を口座振替により行うこともできますので、納付手続の効率化のため口座振替もご検討ください。

申告書作成支援として、厚生労働省のHPで「労働保険関係各種様式」を入力し、自動計算するツールやYouTubeで「年度更新申告書の書き方」を入力し、検索する方法等もあります。

さらに、年度更新コールセンター（フリーダイヤル

0120-256-376）

もあります。是非、ご利用ください。



## STOP!熱中症クールワークキャンペーン～7月は重点取組機関～

令和7年度の「STOP!熱中症クールワーク キャンペーン」が実施されており、7月はこのキャンペーンにおける重点取組期間とされています。今年も猛暑が懸念されていますので、特にこの期間の熱中症予防対策の徹底を図ってください。

- 暑さ指数の低減効果を確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

キャンペーン実施事項 ▼



高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。なお、補助金には限りがあります。（注釈：令和7年度エイジフレンドリー補助金のパンフレットを抜粋しています）

**補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日**

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中でであっても申請受付を終了することがあります

| 安全衛生対策コース名                                                                                                                                                                   |                  | 補 助 対 象                                                                                                      | 対象事業者                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I 総合対策コース<br>・補助率 4 / 5<br>・上限額 1 0 0 万円（消費税を除く）                                                                                                                             |                  | ・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費<br>・リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）                      | ・中小企業事業者（詳しくは5ページ）<br>・1年以上事業を実施していること<br>・役員を除き、自社の労災保険適用の <b>高齢労働者（60歳以上）</b> が常時1名以上就労していること<br>・高齢労働者が対策を行う作業に就いていること |
| II 職場環境改善コース<br>・補助率 1 / 2<br>・上限額 1 0 0 万円（消費税を除く）                                                                                                                          |                  | ・高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）<br><br>・熱中症の発症リスクの高い高年齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等） | ・中小企業事業者（詳しくは5ページ）<br>・1年以上事業を実施していること<br>・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時1名以上就労していること                                     |
| 熱中症予防対策プラン                                                                                                                                                                   |                  |                                                                                                              |                                                                                                                           |
| III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース<br>・補助率 3 / 4<br>・上限額 1 0 0 万円（消費税を除く）                                                                                                              | 転倒防止<br><br>腰痛予防 |                                                                                                              |                                                                                                                           |
| IV コラボヘルスコース<br>・補助率 3 / 4<br>・上限額 3 0 万円（消費税を除く）                                                                                                                            |                  | ・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）                      |                                                                                                                           |
| 【注意事項】<br>・補助金の交付は1年度につき1回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。<br>・複数コース併せての申請はできません。<br>・コースごとに予算額を定めています。<br>・その他、交付申請や実績報告・支払請求の注意事項は2ページ5～6ページや、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。 |                  |                                                                                                              |                                                                                                                           |

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
「エイジフレンドリー補助金事務センター」  
(ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>)

|                        |                                                                                                                                                                                               |                                      |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 関係書類<br>送付先<br>(郵送の場合) | 〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階<br>エイジフレンドリー補助金事務センター<br>交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください<br>申請書類は郵送または宅配便で送付ください（メールでの申請はできません）<br>封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では<br>送付しないでください |                                      |
|                        | 申請担当                                                                                                                                                                                          | 支払担当                                 |
| お問合せ先                  | 電 話：03（6381）7507<br>FAX：03（6809）4086                                                                                                                                                          | 電 話：03（6809）4085<br>FAX：03（6809）4086 |
| 受付時間                   | 平日10：00～12：00/13：00～16：00<br>(土日祝休み、平日12：00～13：00は電話に出ることができません)<br><8月12日～8月15日（夏季休暇）、12月29日～1月3日（年末年始）を除く>                                                                                  |                                      |



厚生労働省

ひとくらし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

岩手労働局・盛岡労働基準監督署